



申込資格について すべての申込資格は、令和5年12月1日現在 で満たしている必要があります。

■ 必要な資格

- 1 申込本人は成人であること。
- 2 夫婦(婚約関係、内縁関係、パートナーシップ宣誓証明書等をお持ちの方を含む。)または親子を主体とした家族(申込本人から見て6親等内の血族・配偶者(婚約関係、内縁関係等を含む。)+3親等内の姻族)であること。
- 3 申込本人は令和5年6月1日以前から横須賀市内に転入し、引き続き申込時(令和5年12月1日)まで居住していることが住民票で確認でき、現に居住していること。または、令和5年6月1日以前から引き続き横須賀市内に勤務していることが、勤務先の証明等で確認できること。
ただし、海外からの引揚者は、令和5年12月1日現在で横須賀市内に居住または勤務していれば申し込むことができます。
- 4 月収額が次の範囲内であること(月収額の計算方法は、14~22ページをご覧ください。)

| 対象世帯 | ※公営住宅等 | 改良住宅等 | 備考 |
|------|------------|------------|---------------------------|
| 原則階層 | 158,000円以下 | 114,000円以下 | 裁量階層の資格に該当しないすべての世帯が対象です。 |
| 裁量階層 | 214,000円以下 | 139,000円以下 | 13ページ2の資格に該当する世帯のみが対象です。 |

※市営住宅の種類は、30ページをご覧ください。

- 5 現在、次の①~⑨のいずれかの「住宅に困っている理由」があること。

- ① 他の世帯と同居して台所、トイレ、浴室等を共同使用している。
- ② 住宅の設備に台所、トイレ、浴室のいずれかが設置されていない。
- ③ 部屋が狭い(居住部分が1人あたり4畳以下)。
- ④ 通勤に片道2時間以上かかる(乗り換え時間は10分として計算する。)
- ⑤ 住宅以外の建物もしくは場所に住んでいる(例えば倉庫・事務所等)。
- ⑥ 家賃が高い(駐車場代、共益費は含まない。)
※現在住んでいる住宅の家賃が、申し込む住宅の最高家賃額(世帯の月収額が原則階層に当てはまる場合はAの家賃額、裁量階層に当てはまる場合はBの家賃額)を超えていること。

(例) 32ページ以降の募集住宅一覧表にある、申し込む住宅の各階層の最高家賃(表中のむらさき色の家賃額)

| 家賃の概算額(円) | | 交通機関等 |
|--------------------------------|--------------------------------|--|
| 原則階層 | 裁量階層 | |
| 20,200 ↓ 30,100 A | 34,400 ↓ 37,900 B | 京急横須賀中央駅から三崎方面行 バス約21分 武山下車徒歩約5分 全体戸数:3棟3~5階建 51戸 |

※上記は「公営住宅等」(申込番号9503「武ハイム」)の場合です。

- ⑦ 婚約中等であるが、住宅がないため結婚等ができない。
 - ⑧ 家主から正当な事由により、立ち退き要求を受けている(自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く。)
 - ⑨ その他(離婚等)、住宅に困っていることが明らかである場合。
- 6 基準日に申込者及び入居する家族に市税(軽自動車税・市民税等、延滞金含む。)の滞納がないこと(分割納付中、延滞金のみの滞納、滞納処分の執行停止中も申し込みできません。)
 - 7 市営住宅の家賃を滞納していないこと。
 - 8 暴力団員でないこと。

■ 単身(特定の資格あり)で申し込む方が必要な資格

左のページの申込資格(2を除く)を有し、戸籍上配偶者がなく(DV被害者を除く)、さらに次の①~⑨のいずれかにあてはまる必要があります。

- ① 60歳以上の方 ……60歳以上(昭和38年12月2日以前の出生者)の方。
- ② 心身障害者 ……身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する身体障害者。精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する精神障害者。
上記の精神障害の程度に相当する程度の知的障害者。
- ③ 難病患者 ……障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病に掲げる疾病により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける程度であることが医師の診断書で証明できる方。
- ④ 戦傷病患者 ……戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が、恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表の3の第1款症のいずれかに該当する方。
- ⑤ 原爆被爆者 ……原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方。
- ⑥ 生活保護受給者等 ……現に生活保護を受けている方、または「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けている方。
- ⑦ 海外引揚者 ……平成30年12月1日以降に海外から引き揚げた方(中国残留邦人等の永住帰国者であって、厚生労働省社会援護局長の発行する永住帰国者証明書を有する者)。
- ⑧ ハンセン病療養所入所者等 ……ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等。
- ⑨ DV被害者 ……配偶者または生活の本拠を共にする交際相手から暴力等を受けた方の内、次のいずれかに該当する方。
① 婦人相談所の一時保護、または婦人保護施設の保護が終了した日から起算して5年を経過していない方。
② 裁判所がした退去命令、または接近禁止の申し立てを行った方で、当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方。



申込資格について

注意事項

- ① 家族を不自然に分割しての申し込みはできません(例えば、夫婦を分割する申し込みや、収入基準が合わなくなるからといって同居している家族を含めない等)。
- ② 兄弟姉妹だけでの申し込みは、両親が死亡している等の、特別な事情がある場合に限りです。
※特別な事情がある場合は、必ず申し込み前にご相談ください。
- ③ 内縁関係にある方は、戸籍上配偶者がなく、住民票上「未届けの妻」か、「未届けの夫」とある方に限りです。
- ④ 婚約者と申し込む場合には、当選後の「入居手続」(25ページ参照)までに婚姻した旨の証明を提出してください。
- ⑤ パートナーシップ宣誓証明書等をお持ちの方は、本市または本市と協定を締結した自治体が発行したものであれば、申し込みができます。
- ⑥ 入居する際に連帯保証人は不要です。
- ⑦ 母子・父子の申し込みは、申込者に戸籍上配偶者がなく、子の親権者であることが必要です。
また、離婚予定の場合も申し込みはできますが、**当選後の資格審査時までに離婚が成立していない場合は、失格となります。**
- ⑧ **当選後の資格審査において、市税や市営住宅の家賃を滞納している等申込資格がないことが判明した場合は、失格となります。**
- ⑨ 入居時まで申込資格が継続していない時は、当選後も失格となります。
- ⑩ **当選者及び入居する家族については、暴力団員でないことを誓約する書面を提出していただきます。また、警察に照会し、暴力団員であることが判明した場合には、失格となります。なお、入居後、暴力団員であることが判明した場合には、住宅を明け渡していただきます。**
- ⑪ 持ち家のある方は申し込みできません。同居しようとする方に持ち家がある場合も同様です。ただし、持ち家を処分予定の方はご相談ください。
※当選後の資格審査時まで、取り壊しの契約書や売買契約書等の証明書類が提出されない場合は、失格となります。
- ⑫ **受付期間外の申し込みは無効です(この場合、連続落選優遇における落選回数には含みません。)**。また、いかなる場合にも申込住宅の変更、及び申込書の破棄や返却はできませんのでご了承ください。
- ⑬ **募集にあたっては、第三者からの仲介行為等は一切受け付けておりません。万一仲介行為等があった場合には、応募をご遠慮いただくことでもありますのでご承知おきください。**
- ⑭ 「福島復興再生特別措置法」による居住制限者の方、または平成23年3月11日時点で「子ども・被災者支援法」による対象地域に居住していた方には、「在住・在勤要件」が緩和される等の特例がありますので、ご相談ください。

※ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

一般社団法人 かながわ土地建物保全協会
横須賀サービスセンター ☎046-823-1973